

災害に伴う各種手続きについて

1. 災害見舞金について

No.	支援項目	対象	内容	申請に必要なもの	お問い合わせ先
1	災害見舞金の支給	・住居の全焼、全壊 ・住居の半焼、半壊 ・消火活動による住居の被害 ・住居の床上浸水	(1) 死亡した方1人につき 120,000円 (2) 負傷した方1人につき 40,000円 (3) 住居の全焼、全壊又は流出 100,000円 (4) 住居の半焼又は半壊 50,000円 (5) 消火活動による住居の被害 40,000円 (6) 住居の床上浸水 50,000円	・災害見舞金支給申請書 ・り災証明書(写し可) ・口座振込依頼書 ・口座のわかる書類	福祉政策課 地域福祉係 内線333

2. 各種税金等の減免について

No.	支援項目	対象	減免内容	申請に必要なもの	お問い合わせ先
1	固定資産税・都市計画税	災害により、一定以上の被害にあわれた固定資産の納税義務者	被災物件に対する固定資産税・都市計画税(災害発生時における納期未到来分)を、被災割合に応じて減免	減免申請書 り災証明書(写し可) 印鑑	税務課 土地・家屋係 内線354
2	市・県民税	災害により、住宅等に一定以上の被害にあわれた納税義務者(所得制限あり)	被害を受けた納税義務者に対する市民税(災害発生時における納期未到来分)を、所得金額に応じた減免割合に応じて減免	減免申請書 り災証明書(写し可) 印鑑	税務課 市民税係 内線352
		※市・県民税、所得税には、雑損控除の適用が受けられる場合があります。 雑損控除の適用は、市・県民税または所得税の申告が必要となります。			〈所得税〉 川越税務署 235-9411
3	国民健康保険税	火災や床上浸水被害にあわれた方	内容については担当までお問い合わせください。	減免申請書 り災証明書(写し可) 印鑑	保険年金課 国保税係 内線315・316
	国民健康保険一部負担金減免	火災や床上浸水被害にあわれた方	内容については担当までお問い合わせください。	減免申請書 り災証明書(写し可) 国民健康保険被保険者証	保険年金課 健康保険係 内線320
4	後期高齢者医療保険料	火災や床上浸水被害にあわれた方	内容については担当までお問い合わせください。	減免申請書 り災証明書(写し可)	保険年金課 後期高齢者医療係 内線311・321
	後期高齢者医療一部負担金減免	火災や床上浸水被害にあわれた方	内容については担当までお問い合わせください。	減免申請書 り災証明書(写し可) 後期高齢者医療被保険者証	
5	介護保険料	地震、風水害、火災などの災害により、住宅・家財などに著しい損害を受けた第1号被保険者(65歳以上の方)	損害の程度及び第1号被保険者の属する世帯の前年中の合計所得金額に応じた割合を減免。	減免・徴収猶予申請書 り災証明書(写し可)	高齢者福祉課 介護保険係 内線394
6	災害に伴う漏水減免	火災・地震などの災害による水道管損傷に伴い漏水した場合	詳細は、担当課にご相談ください。		水道課 505・506

3. その他

No.	支援項目	対象	内容	申請に必要なもの	お問い合わせ先
1	火災ごみ	火災に伴い発生したごみを処分したい方	火災に伴い発生したごみの処分については、担当までお問い合わせください。		環境課 内線248

※り災証明書については、火災による被害の場合は消防署、台風等による被害の場合は危機管理課(内線445)にお問い合わせください。

※詳細については、各担当にお問い合わせください 富士見市役所:049-251-2711(代表)